令和6年3月の法人税務についてのお知らせ

	国　税　の　種　類	納付・提出期限		提出先
1	源　泉　所　得　税 （令和６年２月分）	納付期限	令和６年３月 11 日(月)	税　務　署
2	法人税・消費税等 （令和６年１月 31 日決算法人）	確定申告書の提出期限	令和６年４月１日(月)	税　務　署
3	法人住民税・法人事業税 （令和６年１月 31 日決算法人）	確定申告書の提出期限	令和６年４月１日(月)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 （令和６年７月 31 日決算法人）	中間申告書の提出期限	（直前課税期間の年税額が 48 万円超 400 万円以下） 令和６年４月１日(木)	税　務　署
	※注　１年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額　10 万円以下・消費税の中間申告納付額　24 万円以下			
5	法人住民税・法人事業税 （令和６年７月 31 日決算法人）	中間申告書の提出期限	令和６年４月１日(木)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

定額減税額の計算に含める同一生計配偶者等の把握方法

令和６年６月１日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税（同一生計配偶者等１人につき所得税３万円）を控除する精算事務が行われる。（個人住民税の定額減税額１人につき１万円については令和６年７月以降の特別徴収から１１ヶ月で精算する。）

同一生計配偶者等の把握は、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書で行う。

合計所得金額が４８万円超の配偶者で配偶者特別控除適用者は自身で定額減税の受けることになるので同一生計配偶者から除かれる。

また、例えば令和６年中の給与所得者本人の合計所得金額の見積額が１０００万円超の場合は、その配偶者は６年中の所得金額の見積額が４８万円以下であっても配偶者控除申告書を提出することができないので「年末調整に係る申告書（新設）」の提出が必要となる。

注意　同一生計配偶者等の判定は年度末となる。月次の減税額と年度末が異なるときは年末調整で精算することになる。

田中舘愛橘博士

－明治５年６月１１日福岡を出発－

親戚は一生の別れと思い三里程の女鹿口まで見送ってくれた。

盛岡から北上川を川船で石巻に下りそれから仙台に出、陸行して喜連川から鬼怒川を下り関宿に至り、夜船で行徳に行き、それから川船で両国橋の下まで来た。

伝馬町の南部藩定宿は満員で近所の伊豆屋に泊まったのが７月の１５日でした。

それから八丁堀の近所に貸家を見つけて一時其の所に住み、毎日家を探し歩いて、とうとう三田の聖坂の上にそれを見つけ金三百円で買い受けた。

その土地が選ばれたのは慶應義塾に入りたいからであったのです。・・

（田中舘愛橘先生 中村清二 著）